



# 長野県報

1月12日(木)  
平成24年  
(2012年)  
第2334号

## 目 次

### 告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	3
平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部改正（水大気環境課）	5
昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部改正（水大気環境課）	5
昭和52年長野県告示第683号（振動規制法に基づく規制地域の指定）の一部改正（水大気環境課）	6
昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部改正（水大気環境課）	6
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	6
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	8

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働・N P O 課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（管財課）	8
土地区画整理組合理事の退任の届出（都市計画課）	10

### 告 示

#### 長野県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高原医院	上伊那郡南箕輪村5586番地2	平成23年10月5日
あなん薬局	下伊那郡阿南町北條2027-1	平成23年11月1日
寺島薬局 長野飯綱店	上水内郡飯綱町大字平出2838番地1	平成23年12月1日
出浦歯科医院	上田市長瀬2485-7	平成23年10月1日
きらり歯科医院	飯田市鼎名古熊2528番地5	平成23年11月1日
高林内科呼吸器クリニック	諏訪市湖岸通り1-13-11	平成23年12月1日
竜東メンタルクリニック	駒ヶ根市東伊那910	平成23年11月1日

地域福祉課

**長野県告示第27号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年月日
		新	旧	
たまご薬局	松本市寿豊丘644-6	松本市寿豊丘644-6	松本市松原42-13アップルランドデリシア寿店内	平成23年11月1日
島内いぬかい薬局	松本市島内4597-58	松本市島内4597-58	松本市島内4578-1	平成23年11月28日

地域福祉課

**長野県告示第28号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は歯科

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ララ歯科医院	岡谷市中央町1丁目1番1号	平成23年12月1日
高林内科呼吸器クリニック	諏訪市湖岸通り1-13-11	平成23年11月30日
駒ヶ根竜東病院	駒ヶ根市東伊那910	平成23年10月31日

地域福祉課

**長野県告示第29号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
矢島幸雄	伊那市美篌54	平成23年12月1日

## 2 施術所

氏名	所在地	指定年月日
壮快治療院	伊那市美篠54	平成23年12月1日

地域福祉課

## 長野県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

## 施術者

氏名	施術所の名称	施術所の住所	廃止年月日
中村 良三	中村整骨院	上高井郡小布施町大字小布施822	平成23年10月31日

地域福祉課

## 長野県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社公園通り	訪問介護MIMOSA若槻	長野市大字若槻東条字古屋敷1174番地2	平成24年1月1日

## (2) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ココチケア	軽井沢訪問看護ステーションほほえみ	北佐久郡軽井沢町大字長倉4428-1	平成24年1月1日

## (3) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフ・パートナー	ケアプラザみつえデイサービスセンター	上水内郡飯綱町大字牟礼字裏町2519番地1	平成24年1月1日

## (4) 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人こころ	福祉用具貸与・販売事業所こころ高島	諏訪市高島三丁目1300番地1号	平成24年1月1日

## (5) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人こころ	福祉用具貸与・販売事業所こころ高島	諏訪市高島三丁目1300番地1号	平成24年1月1日

## (6) 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ジェイエー長野会	ローマンうえだ地域密着型サテライト特養上野の里	上田市上野字柳田286番地1	平成24年1月1日
株式会社一期会	ショートステイいいじまいちご	上伊那郡飯島町飯島2317番地1	平成24年1月1日

社会福祉法人新志福祉会	稲里ふれあい荘	長野市稲里町田牧659番地1	平成24年1月1日
(7) 短期入所療養介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会医療法人恵仁会	さなだクリニック	上田市真田町長3908番地1	平成24年1月1日
(8) 特定施設入居者生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ほっと・はあと	介護付き有料老人ホームむつみの郷 はたか	安曇野市穂高北穂高2667番地2	平成24年1月1日
2 指定居宅介護支援事業者			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
合同会社聖	聖居家介護支援事業所	上田市小泉917	平成24年1月1日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターとうみ	東御市加沢1174-2	平成24年1月1日
3 指定介護予防サービス事業者			
(1) 介護予防訪問介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社公園通り	訪問介護MIMOSA若槻	長野市大字若槻東条字古屋敷1174番地2	平成24年1月1日
(2) 介護予防訪問看護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ココチケア	軽井沢訪問看護ステーションほほえみ	北佐久郡軽井沢町大字長倉4428-1	平成24年1月1日
(3) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフ・パートナー	ケアプラザみつえデイサービスセンター	上水内郡飯綱町大字牟礼字裏町2519番地1	平成24年1月1日
(4) 介護予防福祉用具貸与			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人こころ	福祉用具貸与・販売事業所こころ高島	諏訪市高島三丁目1300番地1号	平成24年1月1日
(5) 特定介護予防福祉用具販売			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人こころ	福祉用具貸与・販売事業所こころ高島	諏訪市高島三丁目1300番地1号	平成24年1月1日
(6) 介護予防短期入所生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会福祉法人ジェイエー長野会	ローマンうえだ地域密着型サテライト特養上野の里	上田市上野字柳田286番地1	平成24年1月1日
株式会社一期会	ショートステイいいじまいちご	上伊那郡飯島町飯島2317番地1	平成24年1月1日
社会福祉法人新志福祉会	稲里ふれあい荘	長野市稲里町田牧659番地1	平成24年1月1日
(7) 介護予防短期入所療養介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
社会医療法人恵仁会	さなだクリニック	上田市真田町長3908番地1	平成24年1月1日
(8) 介護予防特定施設入居者生活介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ほっと・はあと	介護付き有料老人ホームむつみの郷 はたか	安曇野市穂高北穂高2667番地2	平成24年1月1日

健康長寿課介護支援室

**長野県告示第32号**

平成11年長野県告示第182号（環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年1月13日から施行します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

本則の表のBの項中

茅野市	第一種住居地域 準住居地域
-----	---------------

を

茅野市	第一種住居地域 準住居地域 付表に掲げる茅野市2の地域
-----	-----------------------------

に改め、同表のCの項中

飯田市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
-----	------------------------

を

飯田市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域（付表の飯田市に掲げる地域は除く）
-----	---

に、

茅野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
-----	------------------------

を

茅野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（付表に掲げる茅野市及び茅野市2の地域は除く） 工業地域
-----	---

に改め、同表の付表の項中

岡谷市3	岡谷市大字岡谷字権現の一部 字柳海途の一部 字長原の一部 字上高沢の一部
------	--------------------------------------

を

岡谷市3	岡谷市大字岡谷字権現の一部 字柳海途の一部 字長原の一部 字上高沢の一部
飯田市	飯田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 特別用途地区

に、

茅野市	茅野市のうち、次に掲げる地域 ア 宮川の一部 イ 玉川の一部 ウ 金沢の一部
-----	---

を

茅野市	茅野市のうち、次に掲げる地域 ア 宮川の一部 イ 玉川の一部 ウ 金沢の一部 エ 湖東の一部 オ 中大塩の一部
茅野市2	茅野市のうち、次に掲げる地域 ア 湖東の一部 イ 中大塩の一部

に改める。

水大気環境課

**長野県告示第33号**

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成24年1月13日から施行します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

第1表の飯田市の項中

工業地域
------

を

工業地域（付表に掲げる地域は除く）
-------------------

に、茅野市の項中

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
---	-------------------

を

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域 付表に掲げる地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域（付表に掲げる地域は除く）
---	--------------------------------

に改め、同表の付表

の項中

岡谷市	1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
-----	---	------------------------------------

を

岡谷市	1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
飯田市		飯田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 特別用途地区

に、

須坂市	2	須坂市大字塩野の一部
-----	---	------------

を

須坂市	2	須坂市大字塩野の一部
茅野市		茅野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 湖東の一部 イ 中大塩の一部

に改める。

水大気環境課

### 長野県告示第34号

昭和52年長野県告示第683号（振動規制法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正し、平成24年1月13日から施行します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部守一

第1表の飯田市の項中

近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	を	に、茅野市の項中
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域（付表に掲げる地域は除く）	を	に改め、同表の付表
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居地域 第一種住居地域 準住居地域	を	に改め、同表の付表
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居地域 第一種住居地域 準住居地域 付表に掲げる地域	を	に改め、同表の付表

の項中

岡谷市	1	岡谷市のうち塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
-----	---	--------------------------------

を

岡谷市	1	岡谷市のうち塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
飯田市		飯田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 特別用途地区

に、

須坂市	2	須坂市大字塩野の一部
-----	---	------------

を

須坂市	2	須坂市大字塩野の一部
茅野市		茅野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 湖東の一部 イ 中大塩の一部

に改める。

水大気環境課

### 長野県告示第35号

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部を次のように改正し、平成24年1月13日から施行します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部守一

第1表の飯田市の項中

工業地域	を	に改め、同表の付表
工業地域（付表に掲げる地域は除く）	を	に改め、同表の付表
岡谷市	1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
岡谷市	1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
飯田市		飯田市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 特別用途地区

に改める。

水大気環境課

### 長野県告示第36号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字北小野字上ノ山4020の1から4020の16まで、4020の18、4020の20、4020の22、4020の25、4020の28から4020の30まで、4020の35、4020の36、字霧訪山4021

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第37号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿南町字東條6の5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第38号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字山口3725、3730の1（次の図に示す部分に限る。）、字南沢3728、3729のイ、3729のロ、字民部3735の1・字前山3735の3・3735の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字船窪5317、字日陰山5583の1（次の図に示す部分に限る。）、5583の2、5583の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口3725・3730の1・字南沢3728・3729のロ・字民部3735の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字前山3735の3、3735の4（次の図に示す部分に限る。）、字船窪5317、字日陰山5583の1、5583の2（次の図に示す部分に限る。）、5583の3

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第39号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曽郡木曽町新開6184のロ、6189のロ、6191・6192の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6193のイ、6193のロ、6193のハ、6194のイ、6194のロ、6290の1、6290のロの1、6290のハの1、6290のハの2、6290のニ、6290のホ、6290のヘ
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第40号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡飯島町(国有林。次の図に示す部分に限る。  
上伊那郡飯島町(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、伐採を禁止する。  
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
- イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
飯島町(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
- ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

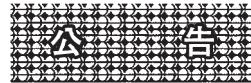
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**公告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 申請のあった年月日

平成23年12月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域サポート塾

## 3 代表者の氏名

橋爪延幸

## 4 主たる事務所の所在地

上田市福田50番地3

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して高齢化社会において、誰もが生涯にわたって自立した生きがいのある在宅生活が送れるように、住民参加による保健、医療、福祉に関する様々な啓蒙活動を行い、心身機能の低下を予防し、又、例え障害があっても安心して安全に暮らせる地域社会の建設に寄与することを目的とする。

**県民協働・N P O課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

県庁及び合同庁舎電話サービス業務

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期間

平成24年7月1日から平成29年6月30日まで

## (4) 調達場所

**長野県告示第41号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡飯島町(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、伐採を禁止する。  
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。